

学童保育をめぐる今日の情勢と私たちのとりくみの課題

～ 「子ども・子育て支援新制度」の動きとの地域連協・保護者・指導員のとりくみの課題 ～
2014年5月18日 春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会総会 県連協：森川

I. 「子ども・子育て支援新制度」で学童保育はどうなる？

1. 「子ども・子育て支援新制度」とは何か？

1-1. 2012年8月、「子ども・子育て支援法」等の3つの法律（「児童福祉法」改正も含む）可決

1-2. 「税と社会保障の一体改革」法案と合体で成立（つまり、消費税増税が前提）

→2015年4月1日から本格スタートをさせる方針

2. 現時点で分かっている国の動き

2-1. 国の「子ども・子育て会議」 昨年4月以降、毎月会議 3月までに14回開催

2-2. 放課後児童クラブ（学童保育）に関わる基準（市町村が条例で定める）について

「社会保障審議会児童部会（※）」の下に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（※「社会保障審議会」は厚生労働大臣の諮問機関） 昨年5月～ →12月25日「報告書」発表

→4月30日、省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（※別紙1）発出

2-3. 2014年度 政府予算案における動き（※別紙2「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱（案）」）→初めて、「常勤的非常勤配置」予算を計上

現在の国の指導員の補助単価130～150万円（非常勤職員分）+156万円？

2-4. 厚生労働大臣 「17時まで全児童、17時から学童保育」推進を打ち出す

3月19日、経済財政諮問会議と産業競争力会議の第1回合同会議が開催されました。

この会議に厚生労働大臣が「放課後対策の総合的な推進」と題して、「一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備（「17時まで全児童対策事業、17時以降のみ放課後児童クラブ」を例示）」、「民間サービスを活用した多様なニーズへの対応（高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入）」を打ち出しました

*この度の「放課後児童健全育成事業の基準」の方向と矛盾する動きと言えます。

3. 市町村の動き

3-1. 昨年5月（議会？）で「春日部市子育て支援審議会」（子ども・子育て会議）を設置

3-2. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくるために、昨年夏以降にニーズ調査を実施

→今年3月の上記会議（※別紙3）にて「調査報告書」提出

3-3. 2014年度に「子ども・子育て支援事業計画」+「放課後児童クラブの基準」を制定する

- ①「放課後児童クラブの基準」は6月ないし9月議会に提出 ※現在、「案」を提示してパブリックコメントに掛けている地域も
- ②「子ども・子育て支援事業計画」
 - i. 3月末には、保護者へのニーズ調査の取りまとめをふまえて事業「量の見込み検討」を行い
 - ii. 9月に「量の見込み・確保方策 中間とりまとめ」を行うスケジュール

4. 埼玉県の動き

4-1. 3月24日 市町村児童福祉主管課長会議にて

国の省令案は平成26年3月10日付けで示されたところ。市町村においては県の運営基準・点検結果等を活用いただきながら、平成26年度前半に条例を制定いただきたい。

本県では、放課後児童健全育成事業のさらなる向上を目的として、平成16年3月に「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定している。この運営基準で示した事項について、各クラブに運営状況の自己点検を依頼し、点検結果について集計・公表している。

4-2. 埼玉県議会で代表質問（吉田芳朝氏：民主）と上田知事回答 2月25日（火）

「市町村が条例や要綱を制定するにあたっては、引き続き、県の基準に即したものとするように働きかけるなど、新制度が導入されても、児童クラブの運営水準が低下しないようにしたい」

II. 私たちは何をどうすればよい？

* 春日部市として改めて「学童保育のあり方」を考える時期→私たちから「春日部市の学童保育のあり方・こういう事業計画と条例を」と提案・意見を届けましょう！

1. そのために市町村の施策を分析し、「春日部市の学童保育のあり方・こういう事業計画と条例を」を考えましょう

県連協として「私たちが考える埼玉県の放課後児童クラブの最低基準」（埼玉県最低基準）を提案

2. 子ども・子育て会議と市役所（と議会）に対して提案・意見を届けましょう。

*基準づくりは、イマがヤマ場です。「事業計画」づくりは9月がヤマ場です。

3. 指導員さんへのお願い 「学童保育指導員の研修カリキュラム」改訂に意見を！

指導員の資格認証研修を県庁が実施することとの関係で、県連協・県指導員連協が2001年に作成した「学童保育指導員の研修カリキュラム」の改訂作業を進めます。「改訂・ゼロ案」についてご意見・要望をお届け下さい。